

B 1 - 7 7

5 年 保 存 ( 常 ) ( 令 和 7 年 12 月 31 日 まで )
---

F N . B 1 - 1 1 - 0

鹿 生 企 第 9 0 号

令 和 2 年 3 月 5 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担 当	銃 刀 ・ 危 険 物 係	TEL	
-----	---------------	-----	--

猟銃安全指導委員運営要綱の一部改正について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第28条の2の規定により公安委員会が委嘱する猟銃安全指導委員に関しては、「猟銃安全指導委員運営要綱の制定について（通達）」（平成21年11月30日付け鹿生環第276号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、横川警察署の廃止及び猟銃所持者数の減少に伴い、猟銃安全指導委員の定数を改めるなど別添のとおり猟銃安全指導委員運営要綱を改正して運用することから、下記事項に留意し、事務手続に誤りのないようになされたい。

なお、この通達は令和2年4月1日から施行し、旧通達は令和2年3月31日限り廃止するが、現在委嘱を受けている猟銃安全指導委員については、任期満了の令和3年3月31日まで猟銃安全指導委員としての職務を引き続き行うものとする。ただし、横川警察署管内に居住する猟銃安全指導委員の令和2年4月1日以降における活動区域は、新たに管轄となる警察署の管轄区域とする。

記

1 猟銃安全指導委員運営要綱（以下「要綱」という。）の趣旨

猟銃の所持及び使用による危害の防止を期する精神を持つ、長年にわたって適正に猟銃を使用してきた猟銃所持者を「猟銃安全指導委員」（以下「委員」という。）として委嘱し、他の猟銃所持者に対する助言等を行わせるなどして、猟銃所持者のコミュニティを構築し、猟銃による事故等の絶無を期すための諸活動を推進しようとするものである。

2 運用上の留意事項

(1) 委嘱手続（要綱第3条関係）

委員の推薦に当たっては、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 継続して10年以上法第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持の許可を受けており、人格識見ともに優れ、猟銃の所持及び使用による危害の防止を期するための活動に熱意を持つとともに、職務の遂行に必要な時間的余裕のある者。

イ 心身共に健康であって、社会的、家庭的にも安定していること。

(2) 職務内容（要綱第4条関係）

委員は、猟銃所持者に対する助言、民間団体が行う施策への協力等の諸活動等に関し、次に掲げる職務を行うものとする。ただし、いずれも強制にわたる行為を行う権限ではないことに留意するとともに、関係者の正当な権利や自由を害することのないようにしなければならない。

ア 猟銃の所持及び使用による危害を予防するため、猟銃所持者に対する射撃技能向上のための実地指導、マナー向上に資する啓発活動、猟銃の操作、猟銃及び実包の保管方法等に関する必要な指導を行うこと。

イ 猟銃の所持及び使用による危害を予防するため、猟銃所持者の親族その他の関係者から相談を受け、これらの者に対し、指導その他の援助を行うこと。

ウ 警察職員が法第13条の規定により行う猟銃の検査に関し、銃身長の測定その他技術的事項についての協力を行うこと。

エ 猟銃の所持及び危害を防止するための民間団体の活動への協力を行うこと。

オ その他猟銃の所持及び危害を防止するための活動で、猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）で定めるものを行うこと。

(3) 研修及び指導の実施（要綱第6条関係）

委員の職務が適正かつ効果的に行われるようにするため、公安委員会は、別紙「猟銃安全指導委員に対する研修の実施基準」に基づく研修を実施し、必要な知識及び技術を修得させるとともに所要の指導を行うこと。

(4) 解嘱（要綱第8条関係）

ア 「職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき」とは、委員が正当な理由がなく、法若しくは規則に規定する職務上の義務に違反し、又は法第28条の2第2項各号及び規則第4条各号に規定する職務を行わないときをいう。

イ 「委員たるにふさわしくない非行」とは、委員としてふさわしくない刑罰法令に違反する行為又は反道徳的、反社会的行為があったときをいう。

別紙

猟銃安全指導委員に対する研修の実施基準

- 1 研修の目的  
研修は、猟銃安全指導委員の職務の適正かつ効果的な執行を確保することを目的とする。
- 2 研修計画  
研修は、受講する猟銃安全指導委員の便宜に資するためにも、あらかじめ計画を策定し、これに基づいて行うものとする。
- 3 研修の方法  
研修は、法令の条文、統計資料等を効果的に活用して行うものとする。
- 4 講師  
研修の講師は、研修事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。
- 5 研修内容  
研修項目は、規則に基づき、おおむね次の表のとおりとする。

【定期研修：3時間以上4時間以下】

研修項目	研修内容	研修時間
1 猟銃の所持許可の状況並びに猟銃の所持及び使用による危害の発生状況に関すること。	① 猟銃の所持許可状況 主として、県内における猟銃の許可状況のほか行政処分等の状況を理解させる。 ② 猟銃による危害発生の状況 主として、県内及び全国における猟銃等による事件・事故の発生状況、猟銃の盗難事件の実態を理解させる。	1～1.5時間
2 法第28条の2第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関すること。	① 知識 猟銃所持者に対する必要な助言、猟銃の検査に関する技術的な協力、民間団体等への協力等の方法、留意事項を理解させる。 ② 技能 実技指導、シミュレーション等により、職務の実務を理解させる。	2～2.5時間

【委嘱時研修：4時間以上6時間以下】

研修項目	研修内容	研修時間
1 定期研修1， 2と同じ。	左 同	3～4時間
2 法第28条の2 第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な法令の知識に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法の概要 法の目的，規制の概要を理解させる。</li> <li>② 猟銃安全指導委員の法的地位・職務倫理 猟銃安全指導委員が特別職の地方公務員であること，その自発的な意思に基づく活動を期待されていること等を理解させる。</li> <li>③ 猟銃安全指導委員の職務 猟銃安全指導委員の職務の概要について理解させる。</li> <li>④ 猟銃安全指導委員の守秘義務 守秘義務に関する留意事項を理解させる。</li> <li>⑤ その他の法令関係 火薬類取締法（昭和25年法律第149号），鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）等の法令のうち，猟銃所持者に関係する違反や関係機関の役割等を理解させる。</li> </ul>	1～2時間

別添

## 猟銃安全指導委員運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第28条の2及び猟銃安全指導委員規則(平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。)に定める猟銃安全指導委員の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動区域及び定数)

第2条 猟銃安全指導委員の活動区域及び定数は、別表のとおりとする。

(委嘱手続)

第3条 活動区域を管轄する警察署長(以下「署長」という。)は、猟銃安全指導委員の委嘱に際しては、猟銃安全指導委員推薦書(別記第1号様式)により、鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対し、猟銃安全指導委員の推薦を行うものとする。

2 署長は、前項の推薦に当たっては、次の各号のいずれにも該当する者を推薦するものとする。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 生活が安定していること。
- (4) 健康で活動力を有すること。

3 公安委員会は、委嘱に当たっては、猟銃安全指導委員に委嘱状(別記第2号様式)を交付し、併せて規則第6条に規定されている猟銃安全指導委員証及び腕章を貸与して行うものとする。

4 公安委員会は、猟銃安全指導委員を委嘱したときは、警察署等の掲示板への掲示、警察署広報紙等への掲載等により、当該猟銃安全指導委員の氏名及び連絡先並びに活動区域を活動区域内の猟銃所持者その他の関係者に対して周知する措置を執るものとする。

(職務内容)

第4条 猟銃安全指導委員の職務内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 猟銃所持者に対する猟銃の所持及び使用による危害を防止するための助言
- (2) 警察職員が行う猟銃の検査に関し、銃身長の測定その他の技術的事項についての協力
- (3) 猟銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体への協力
- (4) 狩猟可能区域内における活動区域内の巡回
- (5) 猟銃所持者の親族その他の関係者に対する助言、指導その他の援助
- (6) 広報啓発活動
- (7) その他前各号の目的を達成するため必要と認められること。

(任期)

第5条 猟銃安全指導委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 猟銃安全指導委員に欠員を生じたときは、速やかに、その後任者を委嘱するものとする。

る。この場合において、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(研修及び指導)

第6条 公安委員会は、猟銃安全指導委員を委嘱したときは、速やかに当該猟銃安全指導委員に対し、その職務に関し必要な知識及び技能について研修（委嘱時研修）を行い、また、全ての猟銃安全指導委員を対象におおむね1年に1回、研修（定期研修）を行うものとする。

2 猟銃安全指導委員は、その職務に関して、公安委員会の指導を受けるものとする。

(猟銃安全指導委員証等の再交付)

第7条 猟銃安全指導委員は、猟銃安全指導委員証若しくは腕章を紛失し、又はき損したときは、直ちに、署長に届け出て再交付を受けなければならない。

(解嘱)

第8条 公安委員会は、猟銃安全指導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 法第28条の2第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
- (3) 猟銃安全指導委員たるにふさわしくない非行のあったとき。

2 署長は、自署の管轄区域を活動区域とする猟銃安全指導委員が前項各号のいずれかに該当する場合は公安委員会に対し、速やかに、解嘱事由に該当する事実を明らかにした猟銃安全指導委員解嘱上申書（別記第3号様式）により、当該委員の解嘱を上申するものとする。

3 上申を受けた公安委員会は、弁明通知書（別記第4号様式）により、規則第8条に定めるめ手続を行うものとする。

4 公安委員会は猟銃安全指導委員を解嘱したときは、解嘱状（別記第5号様式）を交付するものとする。

(猟銃安全指導委員証等の返納)

第9条 署長は、猟銃安全指導委員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、猟銃安全指導委員証及び腕章を返納させるものとする。

- (1) 解嘱されたとき。
- (2) 任期が満了したとき。
- (3) 辞任したとき。
- (4) 第7条に規定する紛失に係る猟銃安全指導委員証又は腕章を発見し、又は回復したとき。

(秘密の保持)

第10条 猟銃安全指導委員又は猟銃安全指導委員であった者は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

別表（第2条関係）

猟銃安全指導委員の活動区域及び定数

管轄警察署	活動区域	定数	管轄警察署	活動区域	定数
鹿児島中央署	鹿児島中央署管内	1	始良署	始良署管内	2
鹿児島西署	鹿児島西署管内	2	霧島署	霧島署管内	3
鹿児島南署	鹿児島南署管内	2	曾於署	曾於署管内	2
指宿署	指宿署管内	1	志布志署	志布志署管内	2
南九州署	南九州署管内	1	肝付署	肝付署管内	1
枕崎署	枕崎署管内	1	鹿屋署	鹿屋署管内	4
南さつま署	南さつま署管内	1	錦江署	錦江署管内	1
日置署	日置署管内	1	種子島署	種子島署管内	1
いちき串木野署	いちき串木野署管内	1	屋久島署	屋久島署管内	1
薩摩川内署	薩摩川内署管内	3	奄美署	奄美署管内	2
さつま署	さつま署管内	2	瀬戸内署	瀬戸内署管内	1
阿久根署	阿久根署管内	1	徳之島署	徳之島署管内	1
出水署	出水署管内	2	沖永良部署	沖永良部署管内	1
伊佐湧水署	伊佐湧水署管内	3			
合計					

別記

第1号様式（第3条関係）

1 年 未 満 保 存  
( 年 月 日 まで )

F N . B 1 - 1 1 - 0

○ ○ 号 外  
年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

署長 印

猟銃安全指導委員推薦書

本 籍 住 所 職 業 (ふりがな) 氏 名 生 年 月 日		
猟銃所持歴	許可証の原交付 年月日	年 月 日
	許 可 状 況	<input type="checkbox"/> ライフル銃 丁 <input type="checkbox"/> 散弾銃 丁 <input type="checkbox"/> ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 丁
健康状態		
経歴(含職歴)		

委 嘱 状

殿

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項  
の規定により猟銃安全指導委員に委嘱します

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

第3号様式（第8条関係）

1 年 未 満 保 存  
( 年 月 日 まで )

F N . B 1 - 1 1 - 0

○ ○ 号 外  
年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

署長 印

猟銃安全指導委員解嘱上申書

住 所 職 業 氏 名 生 年 月 日	
委 嘱 年 月 日	
解 嘱 事 由	
そ の 他	

## 弁明通知書

第 号  
年 月 日

殿

鹿児島県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定により猟銃安全指導委員を解嘱する予定であるので、猟銃安全指導委員規則第8条の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

1 解嘱の理由

2 弁明を聞く日時及び場所

(注) 上記の日時に上記の場所に出頭しない場合には、あなたの弁明を聴かないで解嘱することがありますので、やむを得ない理由により出頭することができないときは、 月 日までに、(電話 ) に連絡してください。

# 解 嘱 状

殿

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項  
の規定により猟銃安全指導委員を解嘱します

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。